**とわだ産品販売ＰＲグッズ貸出要領**

(趣旨)

第１条　この要領は、十和田市内の農産物等及びその加工品の販売促進や情報発信を目的として市が製作した半纏、のぼり等ＰＲグッズの貸出について必要な事項を定める

(利用資格)

第２条　借受の出来る者は、「とわだ産品」に係る販促活動や情報発信を行う団体または企業で、市長が適当であると認めるもの。

(貸出物)

第３条　貸出すＰＲグッズは別表のとおりとする。

(貸出料金)

第４条　半纏やのぼり等ＰＲグッズの貸出料金は無料とする。

(借受申請)

第５条　ＰＲグッズを借受する場合には、様式１の借受申請書に必要事項を記入の上、手続を行うものとする。

(受取返却)

第６条　借受者は、原則として貸出機関に来所のうえ、受け取り、返却することとする。来所できない場合の運搬に関する費用は借受者負担とする。

（貸出期間）

第７条　貸出期間は原則１ヶ月以内とし、それ以上の長期に及ぶ場合は、貸出機関と協議を行うものとする。

（貸出条件）

第８条　貸出に係る条件は次のとおりとする。

（１）半纏、のぼりの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。

（２）貸出資材は直接風雨にさらされることがないように注意すること。

（３）公序良俗に反する場所での展示は行わないこと。

（４）転貸しないこと。

（５）ＰＲグッズを使用して、特定の個人、企業、政党、宗教団体を支援または公認している等の誤解をまねくおそれがある活動をしないこと。

（留意事項）

第９条　借受者はＰＲグッズを善良な管理のもとに使用するものとし、ＰＲグッズを紛失、破損した場合は現状復帰に係る費用を負担することとする。

第10条　その他、この要領に定めのない事項については貸出機関と協議の上決定するものとする。

附　則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。

別表（第3条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | サイズ | 数量 |
| ブルゾン（オレンジ） | Ｍ | 4 |
| Ｌ | 4 |
| ＸＬ | 2 |
| ブルゾン（緑） | フリーサイズ | 10 |
| ポロシャツ（オレンジ） | Ｓ | 3 |
| Ｍ | 4 |
| Ｌ | 5 |
| ＬＬ | 3 |
| ポロシャツ（緑） | Ｓ | 3 |
| Ｍ | 4 |
| Ｌ | 5 |
| ＬＬ | 3 |
| 半纏（オレンジ） | フリーサイズ | 6 |
| 半纏（緑） | フリーサイズ | 5 |
| のぼり | 180㎝×60㎝ | 30 |
| ミニのぼり | 35㎝×12㎝ | 30 |
| 腰幕 | 90㎝×180㎝ | 30 |
| ポスター１ | B１版 | 100 |
| ポスター２ | B１版 | 100 |

腰幕

ポロシャツ

半纏